平成２３年（フ）第１７８号
大阪府東大阪市河内町９番15号
債務者　津田　信一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２００号
大阪市平野区喜連西１丁目19番６号　グレーシィ喜連Ⅱ　703高垣方
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３号
大阪市都島区高倉町３丁目７番25号　福井第２マンション203号
債務者　大森美枝子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７号
大阪府守口市寺方元町１丁目２番３号
債務者　原　　則次
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２０号
大阪市天王寺区城南寺町５番34―601号
債務者　森田　元次
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番８―613号
債務者　川上　通忠
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７０号
神戸市長田区久保町３丁目９番23号
債務者　徐　　蘭子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５４号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番３―602号
債務者　清水　英機
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３１号
神戸市中央区相生町４丁目４番12号エンビラム神戸駅前701号
債務者　江口　啓子（旧姓宮西）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４４号
神戸市長田区駒ヶ林町２丁目２番11号
債務者　石山　信明
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４５号
神戸市長田区駒ヶ林町２丁目２番11号
債務者　石山　潤子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０３号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１　４棟204号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘１丁目１番地　２棟303号
債務者　下岡良太郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０４号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１　４棟204号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘１丁目１番地　２棟303号
債務者　下岡　そよ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
神戸市垂水区南多聞台８丁目23番35号オレンジヒルＴ203号、従前の住所神戸市垂水区小束山本町１丁目７番１―915号
債務者　髙城　省三
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３号
神戸市兵庫区上沢通６丁目５番12―303号
債務者　石原　佳子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０６号
広島県福山市神辺町字道上538番地１　ライシングＢ－３、旧住所広島県福山市神辺町字徳田1687番地１　フォブール梅田302
債務者　平　可奈子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４０７号
広島県福山市坪生町５丁目28番14号、旧住所岡山市青江５丁目19番３号
債務者　井手　茂樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係